

## 1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立に加え、既存の行政サービスでは対応しきれない制度の狭間\*といわれる介護負担やダブルケア\*、8050問題\*等の地域における様々な生活課題が多く発生しています。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う3密（密集・密接・密閉）の回避等の「新しい生活様式\*」は、人との関わり方等に大きな影響を与えており、様々な活動と感染防止対策をいかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステム\*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法\*が改正され、地域福祉計画が地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

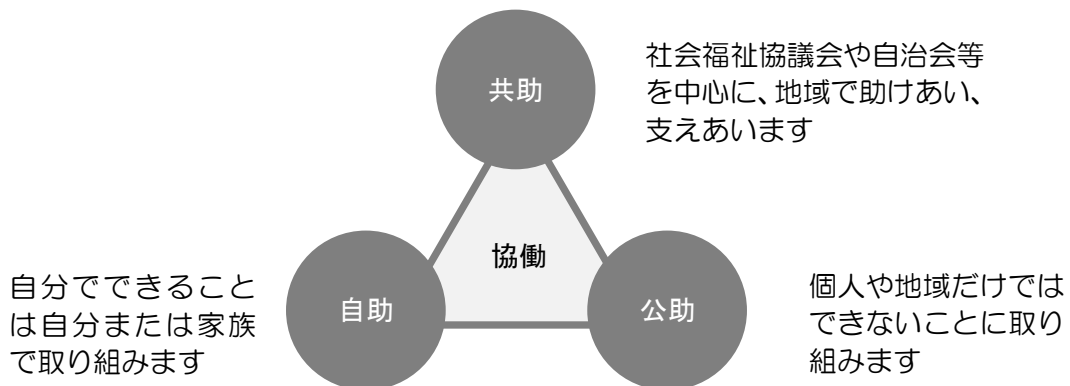
また、奈良県と田原本町は、奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例第11条に基づき、「人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進にかかる協働及び連携に関する包括協定」を締結していることから、本計画をもとに、地域住民が孤立することなく、互いに理解を深め、協力し、共生する地域社会の実現に向け、協働・連携して取り組みを進めます。

本町では令和4年度末に「田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が終了することから、社会経済環境の変化や、社会福祉法の改正等国や奈良県の動向を踏まえるとともに、住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを一層推進していくため、田原本町と田原本町社会福祉協議会で「第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係者や自治会等、行政が協働し、地域社会の福祉課題の解決に取り組み、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取り組みのことです。

### 【地域福祉の考え方】



## 3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」で、社会福祉法第107条の規定に基づき、町が策定します。

「地域福祉活動計画」とは、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の活動計画として策定します。

### 「社会福祉協議会」とは

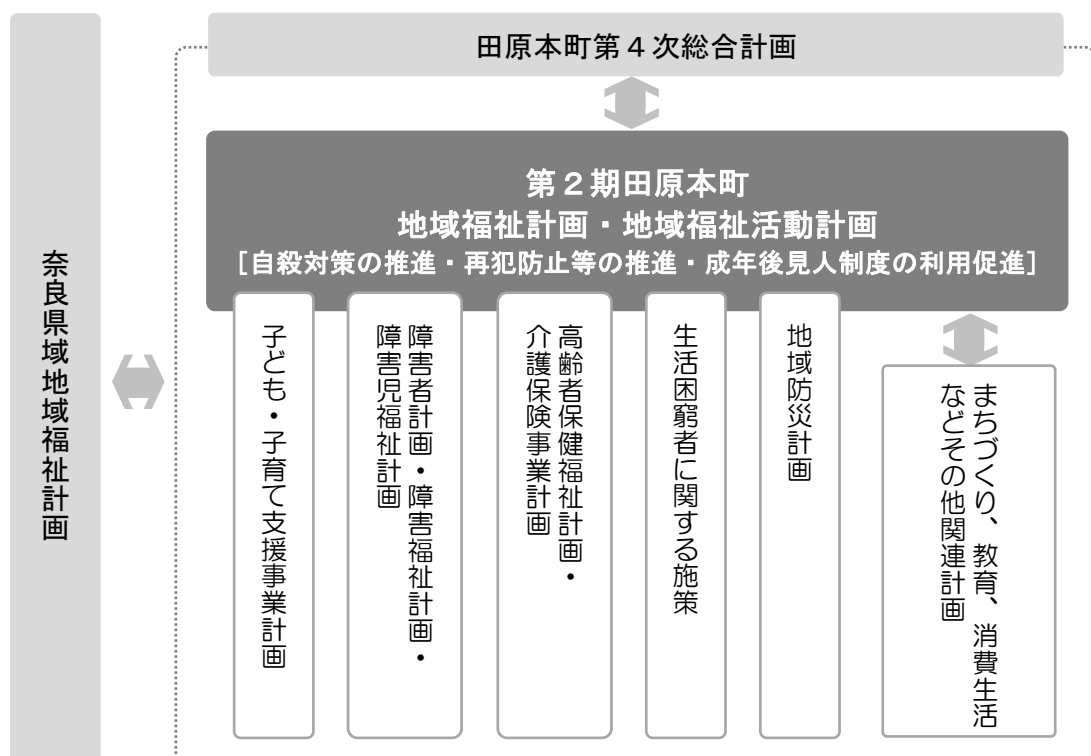
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉を推進することを目的とする団体」として明記され、自治会連合会や民生児童委員\*、ボランティア団体、障がい者団体等と連携しながら地域の福祉課題の解決に取り組んでいる公共性・公益性の高い社会福祉法人です。

## 4 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、田原本町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となる計画です。なお、町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一本化し、実効性を高める計画とします。
- 本計画は、国の示す地域福祉計画策定ガイドラインに沿って、地域共生社会の実現に向け、地域における高齢者及び障がい者、児童の福祉や、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項と、地域の生活課題に対応する施策等の包括的な支援体制の整備を明示する計画です。また、地域生活課題の解決・緩和をより効果的・効率的に進めること等を目的として、自殺対策基本法第13条の規定に基づき策定する「市町村自殺対策計画」及び成年後見制度\*の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画\*」の内容を含みます。
- 田原本町第4次総合計画を上位計画とし、「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策等の生活困窮者に関する施策等を、地域福祉の視点から総合化したもので、対象者や分野に関わりなく、福祉の視点から住民の生活支援をめざす基本計画です。さらに、防災、まちづくり、教育、消費生活等の他計画と連携することで、個別施策を実現していきます。

#### 【 計画の位置づけ 】



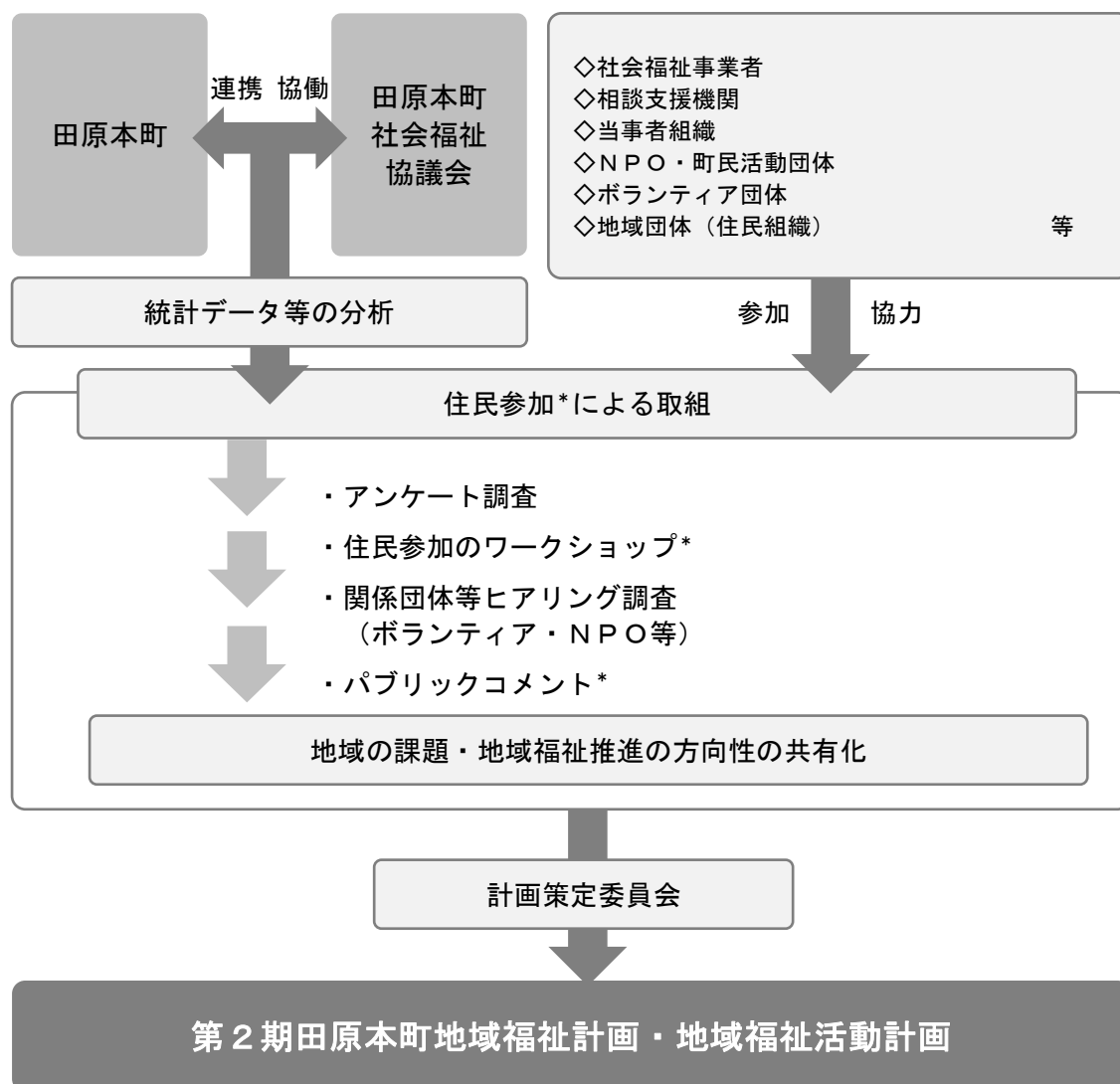
## (2) 計画の期間

この計画は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とし、計画の進捗管理とともに、必要に応じて内容の見直しを実施します。

## (3) 計画の策定体制

計画の策定にあたって、住民の意見・意向を十分に把握し、地域の主要な課題や特性を明らかにした上で計画の策定を進めるため、様々な調査・分析等を実施します。

### 【 第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の体制 】



## (4) 地域（圏域）について

住民主体の地域づくりの取り組みを踏まえつつ、できるだけ身近なところで福祉サービス等が利用できるようにするとともに、住民や事業者、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等の多様な主体が協働して地域づくりを効果的に進めるため、本町では3層の圏域を設定しています。

【「地域の範囲」のイメージ】

